

令和 8 年度「奈良市ふるさと起業家支援事業」募集要項

● 事業の目的

本事業は、市内で事業を拡大しようとする起業家を対象に、ふるさと納税制度を活用した地域外からの資金調達による起業家支援事業を実施することで、地域経済の活性化及び雇用創出を図ることを目的とします。一般枠と成長投資枠を設け、様々な起業家の成長を応援します。

一般枠：新規事業に挑戦し事業拡大を目指す起業家

成長投資枠：新規事業に挑戦し事業拡大を目指す起業家のうち、店舗整備又は設備導入等を伴う事業を実施する者

● 事業の概要

対象となる起業家を公募により選定し、選定された起業家（以下、認定事業者）の事業計画を市がふるさと納税ポータルサイトに掲載、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、事業に共感する方々から資金を募ります。

資金募集に際しては、目標金額の達成・未達成に関わらず集まった資金全額を奨励金として交付します。ただし、認定事業者が本事業の返礼品として既に登録されている奈良市の返礼品を活用した場合は、当該返礼品額に相当する額の 100 分の 30 に相当する額を差し引いた金額を交付します。

なお、認定事業者の自社商品が既に奈良市の返礼品として登録されており、当該商品を本事業の返礼品として活用する場合は、当該商品について奈良市の通常のふるさと納税制度における取扱いに準じて別途商品代が支払われることから、前述の規定を準用して交付額を算定します。

寄附金額に応じた規模での事業実施も可能です。

【掲載サイト】 ふるさとチョイス（サイトへの掲載手数料は全額市が負担します。）

【目標金額】 ・一般枠 100 万円～150 万円
・成長投資枠 300 万円～400 万円

※目標金額については、採択後に奈良市と要相談。

【資金募集期間】 年度内において 90 日（令和 8 年 11 月 2 日（月）から開始予定）

（参考）返礼品の活用による交付金額について

	集まった寄附金額	ふるさと納税の返礼品	交付金額
例 1	100 万円	100 万円分の寄附に対し全て認定事業者のオリジナル返礼品を活用した場合	100 万円
例 2	100 万円	100 万円分の寄附に対し全て市の既存の返礼品を活用した場合 $1,000,000 \times 0.7 = 700,000$	70 万円
例 3	100 万円	認定事業者のオリジナル返礼品と市の既存の返礼品を併用した場合 ※40 万円分の寄附が認定事業者の返礼品、60 万円分の寄附が市の既存の返礼品だった場合 $400,000 + (600,000 \times 0.7) = 820,000$	82 万円

● 対象事業

次の各号のいずれかの事業とします。

1. 観光、環境、教育、福祉等の分野に係る地域課題の解決に資する事業
2. 地域資源を活用した事業
3. 地域の活性化や雇用創出に資する事業

● 対象事業者

奨励金の交付対象となる起業家（事業者）は、公募開始日（令和 8 年 7 月 1 日）において、申請しようとする枠の各号全てを満たしているものとします。なお、一般枠又は成長投資枠、いずれか一方の枠のみ申請可能です。両方の枠への同時申請はできませんのでご注意ください。

1. 一般枠

- ① 創業後 10 年未満の者であること。
- ② 新規事業に挑戦し事業拡大を目指す者であること。
- ③ 市内に住所を有する個人事業主又は市内に事業所を有する法人であること。
- ④ 寄附金が目標額に達しなくても事業を実施する者であること。

※上記に該当する場合でも次のいずれかに該当する場合は、対象者とししないものとする。

- ・ 市税等を滞納しているとき。
- ・ 奈良市暴力団排除条例（平成 24 年奈良市条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は法人にあっては、その役員若しくは事業所の代表者が暴力団等であるとき、若しくは暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有するとき。

2. 成長投資枠

- ① 創業後 10 年未満の者であること。
- ② 新規事業に挑戦し事業拡大を目指す者のうち、店舗整備又は設備導入等を伴う事業を実施する者であること。

（注）「店舗整備又は設備導入等」とは、新規事業の実施のために必要な店舗の改修工事その他これに類する工事、又は固定資産の取得をいう。ただし、単なる備品の購入や、その他事業の成長に資することが明確でないものは除く。

- ③ 市内に住所を有する個人事業主又は市内に事業所を有する法人であること。
- ④ 寄附金が目標額に達しなくても事業を実施する者であること。

※上記に該当する場合でも次のいずれかに該当する場合は、対象者とししないものとする。

- ・ 市税等を滞納しているとき。
- ・ 奈良市暴力団排除条例（平成 24 年奈良市条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は法人にあっては、その役員若しくは事業所

の代表者が暴力団等であるとき、若しくは暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有するとき。

● 募集期間及び応募方法等

1. 募 集 期 間：令和8年7月1日（水）から令和8年8月3日（月）まで
2. 募集事業者数：2事業者（一般枠、成長投資枠 各1事業者ずつ）
3. 応 募 書 類

次に掲げる書類を提出してください。

- ① 奈良市ふるさと起業家支援事業対象事業認定申請書（交付要領 第1号様式）
- ② 事業計画書（交付要領 第2号様式）
※A4サイズで10ページ以内となるよう作成してください。
- ③ 直近1箇年の決算書の写し（個人事業主の場合は、確定申告書の写し）
※決算を迎えていない場合は、「直近3か月の売上に関する資料（任意様式）」を提出してください。
- ④ 定款及び履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届出書及び住民票の写し）
- ⑤ 誓約書兼同意書（交付要領 第3号様式）
- ⑥ 役員等名簿（交付要領 第4号様式）（個人事業主の場合は提出不要）
- ⑦ 市税の納税証明書（前年度分）（法人で創業後1年未満の場合は提出不要）
- ⑧ 店舗整備または設備導入等の内容が分かる資料（任意様式）（成長投資枠のみ）
例：建物のパース、導入予定機材のカタログ、仕様書など
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

4. 応 募 方 法

下記フォームから必要事項を入力の上、プレエントリーをしてください。プレエントリーされた方に対し、応募書類提出フォームのURLをメールでお知らせします。なお、応募書類の提出をもって応募完了となりますのでご注意ください。

【プレエントリー用フォームURL】

<http://logoform.jp/form/p6et/1645444>



● 審査方法

奈良市起業家支援事業審査委員会において、別紙「奈良市ふるさと起業家支援事業 審査項目表」に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。

【プレゼンテーション審査日】令和8年8月27日（木）午後（予定）

プレゼンテーション審査の場所・日時等は、書類審査通過者に別途詳細をお知らせします。

※提出書類に記載されていない追加の提案・計画等は禁止とします。

※審査に不参加の場合は、辞退したものとみなします。

● 審査結果

審査結果については、選定・不選定に関わらず、申請時（交付要領 第2号様式）に記載のメールアドレス宛に「奈良市ふるさと起業家支援事業認定（不認定）通知書」を送付します。

選定された事業者及び事業計画については市のホームページ等で公表します。

● 事業の報告

奨励金の受領後、対象事業の完了時、または奨励金を受領した日から起算して1年以内のいずれか早い日に事業の状況を奈良市に報告するものとします。寄附者に対しても、事業の経過報告など継続して事業に関心を持ってもらうための取組を行うものとします。

● 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・ 審査結果通知日までに要件を満たさなくなった場合
- ・ 申請書提出期限までに提出書類が提出されない場合
- ・ 決められた提出方法によらず申請を行った場合
- ・ 複数の申請を行った場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 著しく信義に反する行為等があった場合
- ・ 応募書類の記載内容が法令違反等著しく不適當である場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

● 注意事項

1. 応募書類について

- ・ 応募書類は、いかなる理由においても返却しないものとし、本市の定める保存期間終了後、処分します。
- ・ 書類提出後は、差替えや追加等は認めないものとします。
- ・ 応募書類や審査結果（不選定となった事業者の結果等を含む）は、奈良市情報公開条例（平成 19 年 奈良市条例第 45 号）により情報公開の対象となる場合があります。
- ・ 応募書類の内容は、奈良市及び審査会の審査委員、奈良市の委託する業者間、また奈良市内の創業支援機関等で共有する場合があります。
- ・ 応募書類は、審査過程等必要な範囲内で複製を行うことがあります。
- ・ 必要に応じて別途追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・ 応募書類の作成等、本事業への応募申請に要する費用は、すべて応募書類提出者の負担となります。

2. 奨励金について

- ・ 奨励金の申請等については、この募集要項に定める事項の他、奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領に定めるものとします。
- ・ 奨励金の使途については特に定めませんが、既に行った事業について費用を充当することはできないものとし、「奈良市ふるさと起業家支援事業認定通知書」を受領後、事業を開始することとします。受領後でないと、対象経費となりません。
ただし、成長投資枠については、店舗整備又は設備導入等を伴う費用を含むものとします。
- ・ 奨励金は、少なくとも受領した日から起算して 1 年以内に事業の報告を行うまでには全額使用するものとし、貯蓄などはできないものとします。

3. 返礼品等について

- ・ 認定事業者のオリジナル商品を返礼品として提供する場合は、ふるさと納税の地場産品基準（総務省告示第 179 号第 5 条）に該当するものであること。
- ・ 認定事業者のオリジナル商品を返礼品として提供する場合、返礼品の発送業務及び送料は事業者負担となります。ただし、認定事業者の自社商品が既に奈良市のふるさと納税返礼品として登録されており、当該商品を本事業の返礼品として活用する場合は、この限りではありません。なお、当該場合の取扱い、奈良市の通常のふるさと納税制度における取扱いに準じます。

● 問い合わせ先

【相談窓口】奈良市役所 産業政策課 創業支援係

【住 所】〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

【電話番号】0742-34-4741

【E-mail】sogyo@city.nara.lg.jp